

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

名前を言えない謝礼金

Q：取引先の営業マンから大口の仕事の紹介を受け、そのお礼として現金を支払いましたが、領収書もなく、支出先を明らかにしたくありません。どうすればよいのでしょうか。

A：個人サイドの問題として解決するのが無難です。

【解説】

ご質問のようなケースはよくある話ですが、非常に難しい問題です。会社としては、その支払った目的も、相手先も、金額も明確であり、当然、経費として計上されるべき性質のものであります。しかし、法人税法上、用途が明らかでない、いわゆる「用途不明金」については、損金に算入されないことになっています。

すなわち、会社がこれを手数料、交際費等のいかなる費用で処理したとしても、相手方を明らかにしない限り、用途不明金に該当し、経費として落とすことができないわけです。

取引先の従業員等に対する謝礼等で相手方からその支出を隠すよう要求され、今後の取引関係を維持するために支出先を隠しているような場合、当然実情は説明できないでしょうから、やむを得ない場合は、個人の報酬を増額するなどの個人サイドの問題として解決することが最も無難な対策だと思われます。

すなわち、支出先の説明ができないときは、最悪の場合用途秘匿金として、その支出額に40%の法人税の追加課税を受けることを考えると、個人の所得税として処理した方が有利と思われます。いずれにしろ、こういった支出はできる限り避けましょう。

